

## ～助成金の内容例～

地域活動協議会・まちづくり協議会の補助対象外経費であり、会の運営に必要な費用

科目	対象経費
消耗品費	食事サービス・子育てサロンのイベント等で必要な景品代、おみやげ代 (デザートは地域活動協議会・まちづくり協議会の補助対象です)

## ～助成金で出せないもの～

- ・団体の内部への謝礼
- ・謝礼としての金品（図書カードなど）
- ・会の運営に関係のないもの
- ・地域活動協議会・まちづくり協議会予算で購入できるもの（下記の表に当てはまるもの）

参考：地域活動協議会活動費補助金の補助対象経費

経費区分	内容等
報償費	・講師謝礼等。ただし、大阪市の基準を準用する
交通費	・事業実施に伴う交通費。ただし、経済的かつ合理的な経路に要するもの
消耗品費	・文房具等事業用品等概ね一年程度の使用で消耗するもの（目的・効果等にかんがみて合理的と判断される事業実施に伴う必要最小限の食材費を含む）、または単価 5 万円未満の物品購入経費 ・図書購入経費（定期刊行物は除く） ・事業実施に伴うプロパンガス等の燃料
印刷製本費	・資料、パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷経費等
光熱水費	・事業実施に直接関係のある電気、ガス、水道代等
通信運搬費	・郵便料等
保険料	・事業実施に伴う保険料等
委託料	・事業実施に伴う委託料等（食糧費相当部分は除く）。ただし、事業全部の委託に係る経費は対象外とする ・事業用品等の修繕にかかる委託料
使用料及び賃借料	・事業実施に伴う会場借上げ経費等
備品購入費	・単価 5 万円以上の備品購入経費。ただし、地域活動協議会が実施する複数の事業で使用し、かつ複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められるもの
分担金	・他団体と協働で実施することが合理的と認められる事業、活動にかかる負担金
公課費	・各種申請に伴う証紙代等
食糧費	<p><b>【食事】</b></p> <p>・事業実施に伴ってやむをえず食事時間をはきみ長時間にわたって拘束されるボランティアスタッフの弁当代とそれに付帯する飲料物の合計の内 1 人 1 回 700 円までの部分。 ただし、対象は、スタッフ 1 名につき 1 事業 1 回に限るが、年度内に複数回開催される通年事業等については、同事業でもその開催毎に補助対象とできるものとする ・高齢者食事サービス事業で提供される弁当代とそれに付帯する飲料物の合計の内 1 人 1 回 700 円までの部分。</p> <p><b>【飲料物】</b></p> <p>・事業実施に伴う必要最小限のスタッフ用の飲料物、または、事業に直接関係のある会議の必要最小限の飲料物の内 1 人 1 回 150 円/人までの部分。 ただし、飲料物については、アルコール類を除く。</p>
啓発物品費	・配付をすることにより啓発活動の効果が認められる物品購入経費のうち、単価 250 円までの部分。ただし、単に支給を目的とするものを除く。

## ～助成金の内容例～

団体の運営に直接必要な物品が対象となります。

科目	対象経費
消耗品費	事務用品代、活動に関わる材料や食材費、子育て支援活動の玩具代、活動用ユニフォーム（エプロンや帽子等）、等
備品費	活動の運営に必要な備品購入
印刷製本費	活動に関するチラシ等関係資料の作成、写真現像代
通信運搬費	活動に関する郵送切手代、電話・FAX代
賃借料	会館・会議室の借上げ料、会館付帯設備等の使用料 等
交通費	活動に関わる交通費（報告の際別途様式にて報告が必要です）
保険料	ボランティア保険料
雑費	振込手数料など上記以外の諸経費

## ～助成金で出せないもの～

- ・参加者やボランティア個人の持ち物となるもの
- ・団体の内部への謝礼金
- ・謝礼としての物品や金品
- ・活動運営に必要なのないもの